

瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との 調和に関する条例の概要

1 制定理由

国の施策により再生可能エネルギー発電の導入が進む一方で、瑞浪市内においても近年、太陽光発電設備の設置に対する市民の関心が高く、生活環境の悪化や地域周辺の景観にそぐわない等の相談・苦情が多く寄せられている。

このようなことから、太陽光発電設備を含む再生可能エネルギー発電事業が、市民の安全・安心を確保しながら進められるよう条例を制定するものです。

2 主な内容

【条例の目的】

この条例は、瑞浪市の貴重な森林、農地等の良好な自然環境及び自然景観を保ち、住民等が安心して暮らすことができるよう、生活環境と再生可能エネルギー源の利用との調和を図るために必要な事項を定めることにより、豊かな自然環境及び自然景観の保全、形成と、安全で安心な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

【条文内容】

①適用事業【第3条】

- ・太陽光発電設備のうち、事業敷地が面積1,000㎡以上または、発電出力が50kw以上のもの（建物に設置するものを除く）

②事業抑制区域の指定【第4条】

- ・市長は、事業抑制区域として指定することができる。

国定公園、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・土石流危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所）、河川区域、河川保全区域、保安林、山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区・地すべり危険地区・山腹崩壊危険地区）、浸水想定区域、景観計画重点区域、農業振興地域内の農用地区域など

③事業抑制の依頼【第 5 条】

- ・市長は、事業抑制区域内の事業計画に対し、事業抑制の依頼ができる。

④事業計画の調整【第 6 条】

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）の事業計画の認定申請等の提出前に、事業内容を市長と調整しなければならない。
- ・市の関係条例との調整、及びその完了後に速やかに地域住民説明会を開催し、事業への理解を求める。

⑤事業計画の届出【第 7 条】

- ・上記の事業計画の調整を経たのち、再エネ特措法の申請をしたときは、速やかに届け出なければならない。
- ・再エネ特措法第 9 条第 3 項の認定通知の写しの市長への提出義務
- ・認定を受けた工事着工までの地域住民説明会の開催と理解

⑥工事の届出【第 8 条】

- ・事業の施工、撤去、処分に係る工事着手及び当該工事の中止、再開時の届出義務
- ・災害又は非常時の緊急工事の届出義務

⑦現場の確認【第 9 条】

- ・工事の届出があった場合の監視員による現場確認

⑧標識の設置【第 10 条】

- ・再生可能エネルギー発電設備への標識の設置義務

⑨関係書類の閲覧【第 11 条】

- ・事業計画の調整完了時から、事業の終了時までの間の提出書類の閲覧させることができる。

⑩報告及び立入調査【第 12 条】

- ・事業計画の履行確認のため、事業者には毎年報告を求める。
- ・必要時に立入調査を実施

⑪指導、助言又は勧告【第 13 条】

- ・必要時に事業者への指導、助言又は勧告を行うことができる。

⑫違反事実の公表等【第 14 条】

・勧告を受けた事業者が必要な対策をとらなかったときは、当該事業者の氏名、住所、勧告内容を経済産業省に報告及び公表する。ただし、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与える。